平成２１年（フ）第１６５号
三重県員弁郡東員町城山１丁目12番８
債務者　後藤　康之
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
兵庫県川西市西多田２丁目16番24号
債務者　谷口　時弘
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１８６号
兵庫県宝塚市中山寺２丁目８番15号　リヒテール中山203号、前住所兵庫県川西市栄町９番２－D203号
債務者　村尾　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市立花町３丁目５番26号
債務者　金城ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目３番16号　ヴァロワール105号
債務者　多賀　幸子（旧姓千原）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７０号
鳥取県鳥取市気高町奥沢見809番地
債務者　澤本　昌志
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４号
鳥取県鳥取市北園１丁目241番地県住36号、旧住所鳥取県鳥取市賀露町西３丁目１番21―203号　アイズ・ブロック・オブ・フラッツ
債務者　玉置　嘉信（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８２号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目８番26―204号県住204号
債務者　前田　満男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０号
徳島県美馬市美馬町字大泉53番地３、前住所徳島県美馬市美馬町字願勝寺95番地１
債務者　池田　一人
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第７７号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲4438番地
債務者　梅本　保喜
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８１号
愛媛県西予市明浜町俵津３番耕地162番地１
債務者　河野　幸雄
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８２号
愛媛県西予市明浜町俵津３番耕地162番地１
債務者　河野　英子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第５８７号
北九州市小倉北区三郎丸１丁目１番15―905号
債務者　栢木小夜子（旧姓四方田）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５８８号
山口県下関市山の田東町７番39―102号
債務者　善明　京子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６０２号
北九州市小倉北区大手町17番１―1503号
債務者　本間由希子（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６１８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番12―301号
債務者　本田　俊雄
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６２２号
北九州市八幡西区町上津役西１丁目４番47号
債務者　平山　軍治
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部